

お申込方法

申込書のご記入とお申込み
 FAX 郵送
 インターネット

入会金のお支払い
 現金 振込
 クレジットカード

弊社担当者よりご連絡申し上げます。

ご入金確認後、会員証、領収証
 ご利用ガイドブック等をお送りいたします。

ご入会のお申し込み
 資料請求

TEL: **0120-57-1121**

FAX: **0120-74-1121**

郵送先: 東京都立川市柏町 1-26-4 株式会社セレモア ロイヤルハピネス事務局 行

●入会申込書

お申込み年月日 年 月 日

ロイヤルハピネス事務局 行



ご記入の上、FAX またはご郵送にてお申し込みください。

下記、会員規約同意の上、印をお願いいたします。

会員規約に同意の上、入会を申し込みます。

お名前

フリガナ

電話番号

()

ご住所

〒

携帯番号

()

生年月日

年 月 日

メールアドレス

勤務先

入会金: **30,000円** (税込) DM 送付希望 する しない

お支払方法: 現金 振込 クレジットカード

(上記の中から印にてご指定ください。)

お振込先

三菱東京UFJ銀行 本店 普通預金 0877552 「株」セレモア

三井住友銀行 立川支店 普通預金 3954203 「株」セレモア

りそな銀行 東大和支店 普通預金 4095879 「株」セレモア

※その他の金融機関をご希望の方は、お申し出ください。

<個人情報の利用目的>

本会は、本会会員制度のご説明カタログ・チラシ等に記載されている主旨で本会を運営するため、本会員及び登録会員の個人情報を冠婚葬祭及び福祉関連等のサービスや商品の提供・情報提供、社内業務処理等の業務を行うために利用します。

事務局
 使用欄

セレモア
 担当者名

キリトリ

ロイヤルハピネス会員規約

第1条 名称

本会は株式会社セレモア（以下「主宰者」という）が主宰する「ロイヤルハピネス」と称します。

第2条 所在地

本会の事務局は、立川市柏町 1-26-4 にあります。

第3条 目的

本会は、会員の家庭生活の利便と安心生活を目的とし、主宰者及び主宰者の提携先が各種支援サービス（以下「諸サービス」という）を提供するものとします。

尚、今後追加するサービスも含むものとします。

第4条 会員登録

入会申込者が本会の趣旨、規約を承認のうえ、所定の手続きを完了し、本会が会員として承認したときに、主宰者との間で会員契約が成立し会員となるものとします。

尚、申込書に名前を記載された方が会員となり、会員登録できる人数は1名とします。

第5条 入会手続き

入会申込者は入会申込書に所定の事項を記述し、本会に入会金 30,000 円を納付して入会手続きを行うものとします。

第6条 会員証

本会は、会員に対し所定の手続き完了後、本会の会員資格証明として会員証を発行し交付するものとします。

第7条 諸サービスの利用

会員は、会員証の提示または会員番号を明示することにより、本会が提供する諸サービスを利用することができます。その際会員は、諸サービスの利用による一切の支払いについて責任を負うものとします。

尚、利用回数については限定されません。但し葬儀の割引については、会員本人の葬儀に際してのみ適用できるものとします。

第8条 会員登録の解除

会員が次の各号のいずれかに該当する場合、当然に会員契約が解除され、この場合入会登録時の入会金（事務手数料）は返却いたしません。

1. 会員が本規約に違反した時。
 2. 会員が諸サービス利用料金の支払いを支払期日より延滞した時。
 3. 会員が本会の名誉、信用を損ない、または秩序を乱した時。
 4. 会員が第13条ファミリーライフクラブに移行入会した時。
5. 会員が死亡した時。但し、会員本人の葬儀執行のため、その葬儀の喪主は、当該葬儀に限り、この会員の割引特典を利用できるものとします。

第9条 退会

1. 会員が退会を希望する場合は、事務局に所定の手続きを行うものとします。
2. 退会する場合、入会登録時の入会金（事務手数料）は返却いたしません。

第10条 事故の責任

本会は、会員が諸サービスを受けている際の事故等による損害については、その責任を負わないものとします。

第11条 個人情報の利用目的

本会は、第3条の目的に沿って本会を運営するため、会員の個人情報を本会の諸サービス、冠婚葬祭及び福祉関連等のサービスや商品の提供・情報提供、社内業務処理等の業務に利用します。

第12条 住所変更などの通知

会員は住所、電話番号等に変更があった場合は、事務局に届け出るものとします。尚、会員がこの届け出を行わなかった場合に生じた会員の権利の喪失については、本会は一切の責任を負わないものとします。

第13条 ファミリーライフクラブへの移行入会

会員がファミリーライフクラブへ移行入会を希望される場合は、ファミリーライフクラブとの入会金の差額を支払うことにより、「ファミリーライフクラブ」へ移行入会することができます。その場合、「ロイヤルハピネス」会員としての権利は解除されます。

第14条 本規約の改正

本規約の改正、並びに本規約に定めのない事項については、主宰者がこれを定めます。

第15条 お問い合わせ・ご相談窓口

本規約についてのお問い合わせ、ご相談等は次の場所で行ってまいります。